

8. 河川管理の現状

8-1. 河川管理施設

河川の管理には、施設の維持・管理、流水管理、法律に基づく許認可などがある。遠賀川河川事務所においても、施設の点検・補修、河川巡視パトロールといった日常の川の管理をはじめ、洪水時の管理、渇水時の管理など、河川の正常な機能維持のために、常にきめ細かい管理を行っている。

施設の維持・管理としては、堤防のひび割れ補修や、約900施設にも及ぶ河川構造物（堰や樋管など）の点検・補修、河川利用施設の監視など様々な管理を行っている（表8-1-1参照）。

表8-1-1 遠賀川河川事務所による河川施設の維持・管理

①堤防（漏水・ひび割れ等の補修）
②高水敷（不法投棄の監視、竹木・ゴミの除去等）
③低水路（護岸の点検補修等）
④河川構造物（堰、樋管等の点検補修等）
⑤観測施設（テレメータ、水位や雨量データの観測・収集施設等の点検及び修）
⑥行政事務（河川台帳の作成、境界杭の管理等）
⑦河川利用施設（安全利用のための点検・補修）

表8-1-2 直轄管理区間堤防整備状況

直轄管理区間延長(km)	施行令2条7号区間延長(km)						計
		定規断面堤防	暫定	暫々定	未施工	不必要区間	
133.8	1.4	206.3	23.0	9.0	13.2	12.8	264.3
比率(%)		78.1	8.7	3.4	5.0	4.8	100

（平成14年3月現在）

表8-1-3 直轄管理区間水閘門など河川管理施設整備状況

堰	水門	床止	排水機場	樋門樋管等	陸閘	計
15	10	36	13	799	70	943

8 - 2 . 河道内植生

遠賀川流域内の植生については、表 2-2-12 の資料などにより調査されている。このうち遠賀川河川事務所で作成された「遠賀川河川環境マップ」では、直轄管理区間である本川の上流域、中流域、下流域及び最大支川の彦山川を中心にほぼ全域の生態系分布が詳細に明らかにされている。また、遠賀川本川中流域については「遠賀川中流地区河川環境調査及び環境保全対策検討業務報告書」で、詳細な生態系調査が行われており、河川管理のための重要な基礎資料となっている。

遠賀川河道内の植生について上流域では、植被面積は狭いものの、砂礫洲にはツルヨシやオギが繁茂し、止水域の河岸にはヨシ、マコモ、ウキヤガラ等の抽水植物が帯状に群落を形成し、また浅い水域には特定種のアサザやヒシ等の浮葉植物が小群落を形成するなど、自然度の高い植生が分布する。一方低水護岸などが行われた改変地では、エノコログサやセイタカアワダチソウ等の荒地雑草群落が発生し、植生の自然度は低下する。堤防周辺ではチガヤ群落やススキ群落が目立ち、部分的にイタドリ、クサマオ等の高茎広葉草本が纏まって分布している。

中流域は、広い高水敷に広がる採草地、及び高水敷縁部に帯状に分布するオギ・ヨシ群落やヤナギ林に代表される植生の構成となっている。流路には砂州が形成され、ヨシ、マコモ、ツルヨシ、ミゾソバ、キシユウスズメノヒエなどの湿性植物が生育し、堤防周辺ではチガヤ群落、セイバンモロコシ群落やセイタカアワダチソウ群落が繁茂している。

この区間で特徴的な植生地帯として、11k～13k 間の中ノ島周辺があげられる。中ノ島の外周を取り巻く自然堤防にメダケ群落、そのすぐ内側の凹湿地にはヨシ群落、島状のオオタチヤナギ・タチヤナギ林、中央部に広がる水田跡地には広い範囲でオギ・ヨシ群落、小丘陵にはモウソウチク林やタブ林等が分布している。樹林地、河畔林、水際植生、湿地植生、草地を併せ持つ植生分布は多様であり、そこに生息する動物相も豊富なものとなっている。中ノ島及びその周辺では特定種としてアゼオトギリ、タコノアシ、ホソバオグルマ、カキツバタ、ミゾコウジュ、カワヂシャ、イヌゴマ、ヒメコウガイゼキショウ、オオシシウドが確認されており、特出した存在として、中ノ島右岸側の湿生ヤナギ林内に群生している特定種のヤガミスゲやウマスゲ等の稀少なスゲ類が挙げられる。

下流域は全体的に低水護岸、堤防、緑地公園、グラウンドなどの整備により、人為性が強く、在来の河辺植生は限定的なものとなっている。遠賀川河口堰までの湛水域では、公園化が進みその周辺には荒地雑草群落が広く分布する。広い高水敷の湿性地や凹地など所々にヨシ、オギ、ウキヤガラなどの在来の大型草本が生育するが植被面積は小さい。一方河口堰から河口までの汽水域では、江川との合流部に残る砂州や干潟、西川河口の高水敷など限られた場所に塩沼

ヨシ群落が分布し、特定種のハマサジやハマボウが生育する。また、河口堰下流の波消ブロックにはハママツナが島状に群落を形成し、その後背地にハマボウが点在している。

遠賀川の支川である彦山川の上流では、河床を覆うようにツルヨシが繁茂し、河辺にはネコヤナギ、アカメガシワ、オニグルミ等の樹木やメダケ林等が点在する。山つき斜面にはムクノキ・エノキの河畔林やアラカシ林が見られる。中流に下るに従い、河道には発達した砂州が見られるようになり、ツルヨシ、ヨシ、マコモなどの抽水植物が群落を形成する。中間付近で、堰、低水護岸の整備、駐車場利用などにより人為性が強くなるが、これを下ると同様の植生がさらに植被面積を広げて繁茂する。やがて本川へ近づくとつれ高水敷が広がり、殆どが採草地利用されるなど人為性を帯びた河川環境になる。特定種としてはコイヌガラシ、イヌゴマ、イヌハギ、ミゾコウジュ、オオシシウド、カワヂシャ、シオン、ミズマツバが確認されている。



タコノアシ

8-3. 地域との連携

遠賀川は、石炭産業が盛んな時代には石炭の選別に利用した水の排水先となっていたため、「ぜんざい川」と呼ばれるほど黒く濁っていた。石炭産業の衰退に伴い、次第に透明度は増してきたが、近年都市化の進展や生活様式の変化により有機汚濁による水質の悪化が顕著となっている。

各自治体においても、下水道整備等と併せて生活排水対策の啓発活動等を行ってきたものの、依然として環境基準値を地点・年によっては超過する状況にある。また、北九州都市圏の都市用水として貴重な水源となっている遠賀川河口堰の湛水池は、近年富栄養化が進んでいることから、水道水源として、安全でおいしい水の確保が求められている。そのため、近年では流域内の住民団体等が清流復活を目指し、源流の森づくりや河川環境に関するシンポジウムを開催するなど、啓発活動を積極的に展開している。また、住民と行政が一体となった流域の水環境改善への取り組みが盛んになってきている。

「遠賀川源流の森づくり推進会議」

平成9年7月に発足した団体であり、自然の森の蘇生と将来に渡る自然と人間との共生を目的とし、遠賀川上流の山に植樹及び下草刈りを行い、「命の水」を育む豊かな森づくり活動を基本に、環境問題に取り組んでいる団体である。

植樹や下草刈り等のイベントの際には、各種ボランティアや、地域の子供たち、河口域の漁協、農業者等、幅広い団体が参加している。

なお、筑豊の母なる川を再生しようという一連の取り組みは、年々大きな広がりをみせており、流域の環境を考えるシンボリックな事業となっている。



写真 8 - 3 - 1 . 源流の森づくり（下草刈り）の状況

「遠賀川とサケ」

遠賀川は、サケが遡上する川としては日本最南限の地としても有名である。サケは、毎年一尾程度ではあるが、遡上が確認されており、遠賀川流域のシンボル魚となっている。これは「遠賀川にさけを呼び戻す会」が中心となって昭和61年から行ってきた稚魚の放流によるものと思われる。現在では流域各地でボランティア団体により子供たちを中心としたサケの稚魚放流会が行われている。

サケの稚魚放流を通じて、遠賀川に対する関心が高まり、流域での河川愛護や河川美化活動につながっていくことが期待されることから、サケは今後の水

環境改善の起爆剤としての役割を担っている。

また、遠賀川の最上流に位置する嘉穂町には、日本で唯一サケを祭った「鮭神社」があり、毎年12月13日に「献鮭祭」が行われている。(嘉穂町役場ホームページより <http://www.kaho.org/e-07-01-01.htm>)



写真8-3-2. サケの稚魚放流の状況

「清流ルネッサンスⅡ」

遠賀川は、平成14年7月4日に清流ルネッサンスの対象河川に選定されており、平成24年度までに遠賀川を清流にするための遠賀川水系水環境改善緊急行動計画を策定する。現在、地域協議会において住民と行政とが一体となり、平成15年度末を目処に行動計画を検討中である。



写真8-3-3. 清流ルネッサンスⅡ地域協議会開催状況

「リバーチャレンジスクール」

遠賀川をフィールドとして環境学習活動等に取り組む直方川づくり交流会と遠賀川河川事務所との共催イベントであり、平成14年と平成15年の夏に小学生を対象として開催され、投網やカヌー体験、バードウォッチング等の環境教育活動が行われた。



写真8-3-4. リバーチャレンジスクールの実施状況

8-4. 水防体制

(1) 河川情報の概要

遠賀川では、流域内に雨量観測所(14ヶ所)、水位観測所(22ヶ所)を設置し(図8-4-1)、テレメータなどにより迅速に情報収集するとともに、図8-4-2に示すようにこれらのデータを用いて水位予測などを行い、流域住民の水防活動に活用している。

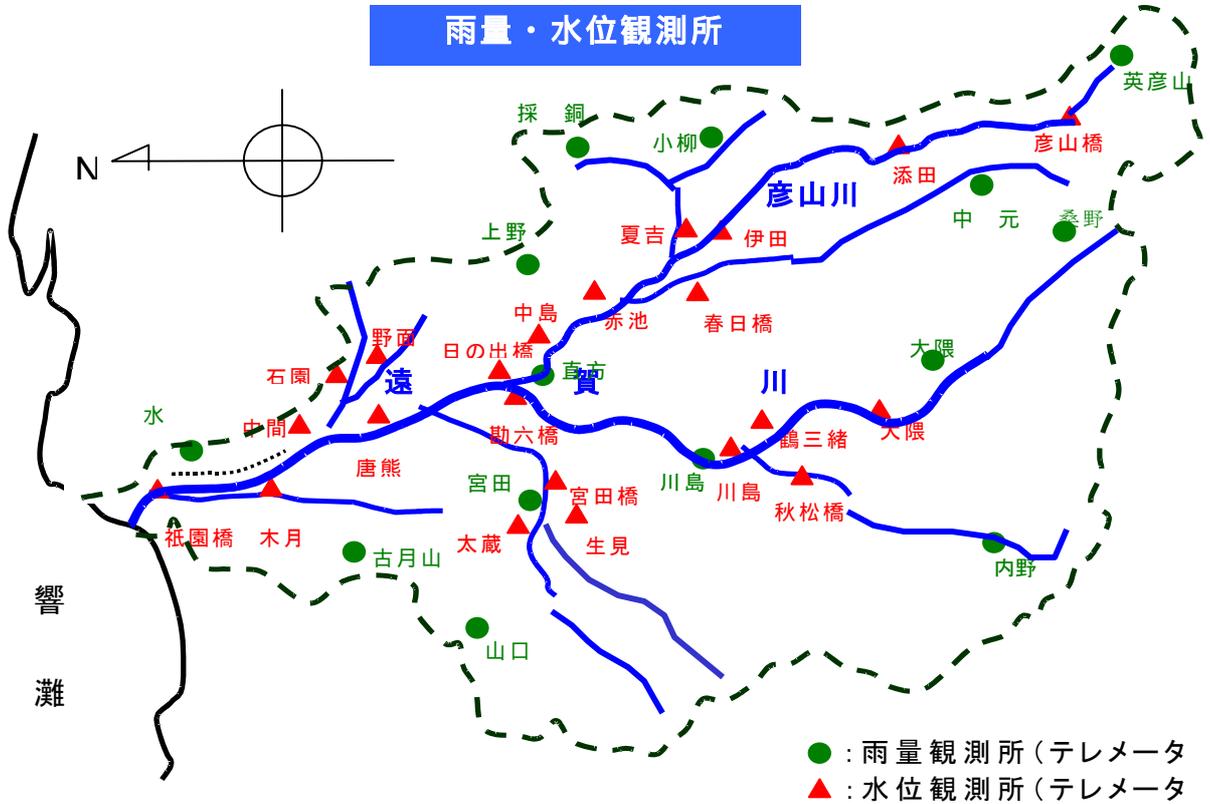


図8-4-1. 雨量・水位観測所位置図

(2) 水防警報の概要

遠賀川では、洪水による災害発生の可能性がある場合、水防管理団体が実施する河川巡視や災害発生防止のための水防活動が迅速かつ確実に実施されることを目的として、水位観測所の水位をもとに、水防管理団体に対し水防警報を発令している。

(3) 洪水予報河川の指定

遠賀川及び彦山川は、水防法第10条及び気象業務法第14条に基づき、平成7年3月より洪水予報指定河川となり、気象台と共同で「洪水予報」を発表するようになった。

(4) 洪水危機管理の取り組み

平常時において、流域市町村と連携した危機管理演習に取り組むことにより、危機管理に対する共通認識を持つとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域図(図8-4-2)を公表し、流域市町村の地域防災計画の策定及び洪水ハザードマップの作成を支援している。また、防災ステーション、広報、ホームページ、情報掲示板等を地域住民に幅広く活用してもらうことにより、危機管理意識の啓発を図っている。

遠賀川水系浸水想定区域図

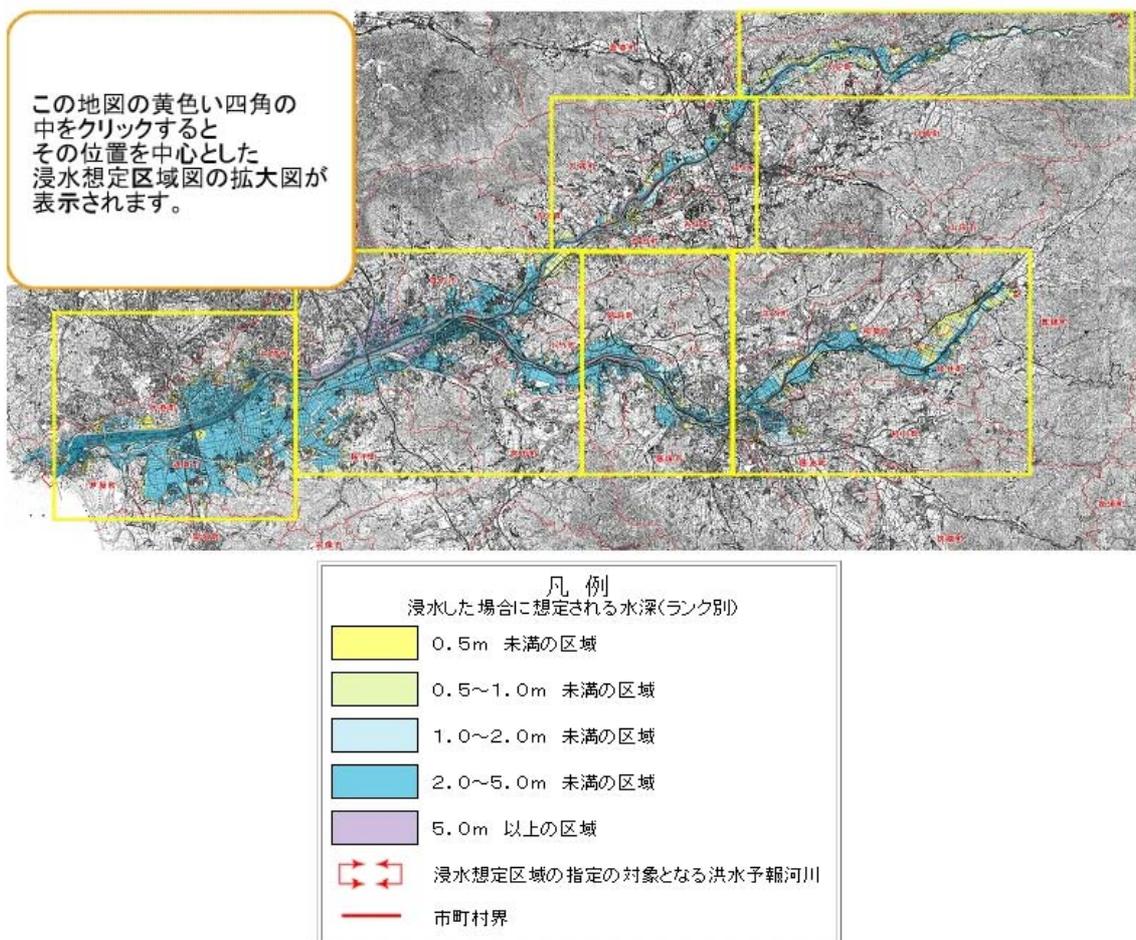


図 8-4-2 遠賀川水系浸水想定区域図